

献辞

私たちが敬愛する安藤仁介先生の古稀を記念し、ここに記念論文集を刊行させていただくことができました。お慶びの気持ちとともに、謹んで先生に献呈させていただきます。

先生は、一九三五年八月六日にお生まれになり、一九五九年三月に京都大学法学部をご卒業になりました。そしてその後、京都大学大学院法学研究科修士課程・博士課程に進学されています。また、その間に、フルブライト奨学生として米国タフツ大学フレッチャースクールにご留学されました。そしてそのフレッチャースクールより一九六四年にMaster of Arts in Law and Diplomacyを、そして一九七一年には、米国による日本占領をテーマとされた博士論文でDoctor of Philosophyを取得されています。

また先生は、一九六五年に、京都大学教養部で講師として研究者・教育者の第一歩を踏み出されています。そして、京都大学教養部助教授・神戸大学法学部教授・京都大学法学部教授を経て、一九九八年に同志社大学法学部教授に着任されました。その間、そして現在に至るまで、国際法の多くの分野において、とりわけ国家責任に関わる国際法上の問題と、人権保障に関する領域において多くの論文・著書を発表されてきました。その一方で、同志社においていただいておりますは、毎年多くのゼミ生を熱心にご

指導いただきましたし、大学院においても後継者の養成にご尽力くださいました。

先生は、そのご専門を生かされて、国際舞台でもたいへんなご活躍をなさっています。そもそも一九七二年の時点で、オブザーバーとしてではありませんが、国連の国際法委員会に日本政府を代表して参加されています。そして、一九八七年には、国連の「市民的及び政治的権利に関する国際規約人権委員会」の委員に選出され、一九九三年から九四年の議長職を含めまして、現在に至るまで二〇年近くもその重責を担っていらっしゃいます。その他にも、国際通貨基金行政裁判所（一九九三年より）と常設仲裁裁判所（二〇〇一年より）の裁判官をなさっています。あるいは、国際法学会理事長（一九九七年から二〇〇〇年）・世界法学会理事（一九九八年より）と、学会でもそのリーダーシップを発揮されています。さらには、同志社大学のヒューマン・セキュリティ研究センターの所長（二〇〇三年から二〇〇六年）として大学という立場から、また、京都に拠点を持つ世界人権問題研究センターの所長（二〇〇一年より）として、京都府民・市民に対しても人権の大切さを訴えていらっしゃいます。

この世界人権問題研究センターのホームページの所長としてのご挨拶で、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利について平等である」との「世界人権宣言（第一条）」をお引きになり、「私たちは一人ひとり、いろいろな可能性を持って生まれてきた。人権は、その可能性の実現を阻むマイナス要因を取り除き、実現を助けるプラス条件を整えることを、目的としている。この

「目的を達成するためには、私たちが、人権とは何か」をしっかりと自覚していることが肝要である」と先生はおっしゃっています。私も同感です。

専門分野の異なる私は、研究などを一緒にすることはありませんでしたが、同志社のメンバーとして、安藤先生と同時代を過ごすことができましたことを光榮に思っております。私は、「グローバル・スタンダード」が通用する研究者になってほしいと、大学院の学生に対して常々申しています。その意味においても、安藤先生は、私たちにとつての「鑑」でいてくださいます。また、このように輝かしい経歴をお持ちであるのに、そのようなことを感じさせずに私たちとお付き合いくださったことに、心から感謝しております。

そんな先生が、これからもますますご健勝で、世界の人権擁護のためにいっそうご活躍されますよう、本論文の執筆者ならびに同志社法学会一同、心よりお祈りいたしております。そして、これからも変わらず私たちをご指導くださいますようお願い申し上げます。

二〇〇六年六月

西澤 由 隆

法 学 部 長

